

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する被扶養者の方へ

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する被扶養者の方の収入確認の特例について、「いばらき共済」令和3年9月号（No.331）および令和4年3月号（No.334）にてお知らせしましたが、厚生労働省通知に基づき、対象期間が令和5年3月末まで延長されることとなりました。

【対象期間】

令和3年4月から令和5年3月末まで（ワクチン接種の実施期間）

※令和5年3月の賃金が4月に支給された場合も特例措置の対象となります。



掲載記事は
こちら



(No.331)



(No.334)



◆ 特例対象者以外の方について ◆

今後も、新型コロナウイルス感染症の影響が原因で一時的に収入が増加し認定基準額を超えてしまった場合（収入月額が3ヵ月連続または3ヵ月平均して月額108,334円以上となった場合や、収入年額が130万円を超えた場合）でも、過去の収入および今後の勤務状況等を勘案し、直ちに資格取消とはしませんが、認定基準額超過期間については個別に判断しますので該当した場合は当組合までご連絡ください。

お問い合わせ先

医療健康課 TEL 029-301-1413

各種申請手続きについて

各種書類の交付および申請手続きについては、共済事務担当課をとおして行っていただきます。

（例）被扶養者の認定申請、人間ドック利用承認申請書や限度額適用認定証の交付申請など

お問い合わせについても、勤務先の共済事務担当課にあらかじめご相談くださいますようお願いいたします。

※短期組合員の皆さんにおかれましても、勤務先の共済事務担当課をとおしてお手続きくださいますようお願いいたします。



こころとからだの健康相談

- ◎ ご家族皆様でご利用いただけます。
- ◎ 匿名で相談ができるので、プライバシーが守られます。
- ◎ 通話料・相談料は無料です。

気になる症状・病気、育児や介護の不安、こころの不調など、なんでもご相談いただけます。

経験豊富な看護師・臨床心理士・薬剤師等の専門相談員が、懇切丁寧にお答えします。

0120-474-479

携帯電話からも利用できます。

心の相談ネットワーク



受付時間 月～金曜日 9:00～21:00

土曜日 10:00～18:00

（日曜日・祝日・1月1日～3日は休み）

健康電話相談 おくすり相談

受付時間 年中無休（24時間対応）

